

行事・催物等

1 ふれあい広場

障がいのある人もない人も、大人や子どもも一緒になってコミュニケーションや福祉の気持ちを向上させるためにふれあい広場を開催しています。

(開催時期 毎年9月下旬の日曜日)

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会 (☎36-5512)

◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1531)

2 各種相談会

(1) 総合児童巡回相談会

児童相談所・知的障害者更生相談所等の各種の相談・指導等を受けることができます。

【相談窓口】◆ 市役所 子育て支援課 (☎32-1581)

(2) 補聴器相談会

補聴器を利用している方の便宜を図るため、補聴器取扱業者の協力を得て毎月相談会を開いています。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

3 団体

(1) 伊東市手をつなぐ育成会

心身に障がいがある方やその保護者等の集まりで、福祉の向上を図ることを目的として、お互いの情報交換や親睦を図るためさまざまな行事等を行っています。

(2) 伊東市身体障害者福祉会

身体に障がいがある方々の団体で福祉の向上を図ることを目的として、障がい者の相互親睦、更生援護の相談活動等を行っています。

また、市との共催により各種の行事等を行っています。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

ごみ出し支援

伊東市では、高齢者等ごみ出し支援事業として、「ふれあい収集」を実施しています。

ふれあい収集では、自ら家庭ごみをごみステーションに運び出すことができず、かつ、親族や近隣住民などの身近な方の協力が得られない高齢者や障がい者の方などを対象に、環境課ごみ収集職員が直接自宅に出向いてごみを収集します。

ごみの収集は週１回で、もえるごみ、あきカン類、びん類、金属類、われもの類・電池、古紙、ペットボトルの７品目をまとめて収集します。

希望者にはごみ収集時に一声かけて安否確認も行います。

世帯員全員が次のいずれかに該当することが条件です。

- ・ 介護保険の要介護認定を受けている方（要支援１・２、要介護１～５）及び総合事業の「事業対象者」の方

- ・ 身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方
- ・ 療育手帳Ａの交付を受けている方

＊手続 伊東市ふれあい収集利用申込書に、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうち、該当するものの写しを添え、同意書と併せて申請してください。

【相談窓口】市役所 環境課（☎３７－２８６５、３２－１３７１）